

令和3年6月1日

規則第1号

感謝状贈呈規則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人福岡県ライフセービング協会（以下、県協会。）の発展に寄与し、広く模範となるべき功績のあった個人又は団体に対して感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事由)

第2条 感謝状は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して、理事長がこれを贈呈する。

- (1) 県協会に対し、現金、物件又は土地を多大に寄付したものの
- (2) 県協会の行事、又は事業に協力し、特に尽力したものの
- (3) 5年以上県協会の役員の職にあり、特に尽力したものの
- (4) 人命を救助し、若しくは事故を未然に防止し、又は危険に際して適切な処置を行い住民の不安を除去する等の行為で、特に顕著なもの
- (5) その他県協会の発展に寄与したと認められるもの

(時期)

第3条 感謝状は、前条の規定に該当のつど贈呈するものとする。ただし、前条第1項第3号に該当するものについては、そのものが退任するときに贈呈する。

(記念品)

第4条 理事長は、特に必要があると認めるときは、感謝状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(内申)

第5条 感謝状を贈呈しようとするときは、あらかじめ、理事会の合議を受けなければならない。

(記録)

第6条 感謝状を贈呈したときは、感謝状贈呈者台帳に記録し、永く保存する。

(贈呈の制限)

第7条 犯罪経歴のあるもの、現在取調べ中のもの又は起訴中のもののほか、破産宣言を受けているものには、感謝状を贈呈することができない。

(贈呈の特例)

第8条 感謝状の贈呈者となったものがその表彰前に死亡等により贈呈できないときは、感謝状はその遺族等の関係者に贈呈する。

附則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。